

## 令和2年さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計33件（専決処分報告議案1件・予算議案4件・条例議案11件・一般議案8件・道路議案2件・人事議案7件）

### 《専決処分報告議案》

議案第111号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第7号））

### 《予算議案》

議案第112号 令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第8号）

議案第113号 令和2年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第114号 令和2年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第115号 令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第9号）

### 《条例議案》

議案第116号 さいたま市市民憲章審議会条例の制定について

（所管課所・都市戦略本部都市経営戦略部）

市民憲章の制定に関し必要な事項を審議する附属機関を設置するもの。

（内容）

#### 1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、市民憲章の制定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市市民憲章審議会を設置するもの。

#### 2 組織

- (1) 審議会は、委員20人以内をもって組織することとするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱することとするもの。

#### 3 委員の任期

- ・ 委員の任期は、市長の諮問に対し審議会が答申するまでの間とするもの。

（施行期日） 公布の日

議案第117号 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

#### 1 未婚のひとり親に対する税制上の措置等

- (1) 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、ひとり親控除（控除額30万円）を適用するもの。
- (2) (1)の所得控除の改正に伴い、非課税措置の対象についても、新たにひとり親（前年の合計所得金額が135万円以下）を対象とするもの。

#### 2 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

- (1) 一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合には、

その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとするもの。

(2) 市内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を現に所有している者に、当該現所有者の住所、氏名その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとするもの。

3 軽量な葉巻たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し

- ・ 軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）の課税標準について、1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とするもの。

4 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応

- ・ 法人税において、企業グループを1つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされているが、法人市民税については、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の所要の措置を講じるもの。

5 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、国において緊急に必要な税制上の措置が講じられたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(施行期日) 1については令和3年1月1日、2については公布の日、3については令和2年10月1日等、4については令和4年4月1日、5については公布の日等

#### 議案第118号 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民局区政推進部)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 通知カードの再交付手数料の廃止

- ・ 通知カードの廃止に伴い、再交付手数料に係る規定を削除するもの。

2 規定の整備

- ・ 個人番号カードの再交付の手数料について、規定の明確化を図るもの。

(施行期日) 公布の日

#### 議案第119号 さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健所環境薬事課)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 規定の整備

- ・ 条例で引用している医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を整備するもの。

(施行期日) 令和2年9月1日

議案第120号 さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局長寿応援部高齢福祉課)

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場について、団体利用の要件を緩和し、利用者サービスの向上を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 利用料金の新設

- ・ さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場の半面を団体で利用した場合の利用料金を次のとおりとするもの。

	市内	市外
午前（午前9時から午後零時まで）	980円	1,970円
午後（午後1時から午後5時まで）	1,420円	2,850円
全日（午前9時から午後5時まで）	2,130円	4,270円
時間外利用（1時間につき）	380円	760円

2 団体の要件緩和

- ・ 団体の人数要件を「50人以上」から「25人以上」に改めるもの。

(施行期日) 令和3年4月1日

議案第121号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正を踏まえ、保育等における労働力需要に対応するよう、保育士等の配置について特例的運用を可能とするため、さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例のほか3条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置に係る特例

- ・ 朝夕等の児童が少数となる時間帯において、配置されるべき保育士等の数が1名となる場合に、保育士等1名に加えて、市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置できることとするもの。

2 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例

- ・ 保育士等の数の算定について、必要保育士等の数の3分の1を超えない範囲で、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士等とみなすことができることとするもの。

3 保育所等における保育等の実施に当たり、必要となる保育士等の配置に係る特例

- ・ 保育所等を1日に8時間を超えて開所することにより、保育士等を必要数より多く配置しなければならない場合、保育士等の数の算定について、必要数の3分の1を超えない範囲かつ追加的に確保しなければならない数の範囲内で、市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士等とみなすことができることとするもの。

(施行期日) 令和3年4月1日

## 議案第122号 さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局長寿応援部介護保険課)

介護保険法施行令の一部改正による低所得高齢者の保険料の軽減強化に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 保険料の減額賦課
- ・ さいたま市介護保険条例第3条第1項第1号から第3号までに該当する者の令和2年度の保険料について、減額賦課を行うもの。

対象者	保険料率	
	改定前	改定後
(1) 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している者及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の者	24,396円	19,517円
(2) 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の者	30,902円	22,770円
(3) 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が120万円を超える者	40,660円	39,034円

(施行期日) 公布の日 (適用は令和2年4月1日)

## 議案第123号 さいたま市旅館業法施行条例及びさいたま市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

旅館業における衛生等管理要領及び公衆浴場における衛生等管理要領の改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 規定の整備
  - ・ 集毛器等について新たに定義を設け、規定の明確化を図るもの。
- 2 水質管理対象の見直し
  - ・ 水質管理の対象外であった水道水を用いた原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水を水質管理の対象とするもの。

(施行期日) 公布の日

## 議案第124号 さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課)

東武野田線のダイヤ改正に伴い、利用者の利便性の向上を図るため、自転車駐車場の利用時間を延長するもの。

(内容)

- ・ 市営大和田駅南自転車駐車場の利用時間の延長
- ・ 東武野田線大和田駅の最終電車が29分繰り下げられたことに伴い、市営大和田駅南

自転車駐車場の利用時間を30分延長するもの。

(施行期日) 公布の日

### 議案第125号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

さいたま都市計画地区計画の変更等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

#### 1 適用区域の追加

- ・ 大宮南銀座地区地区整備計画区域を本条例の適用区域に追加するもの。

#### 2 地区整備計画の変更等に伴う建築物の制限の変更

地区	変更項目	変更理由
(1) 宮原団地地区地区整備計画区域	用途の制限	地区整備計画の変更
(2) 大宮駅西口第四地区地区整備計画区域	容積率の最高限度	
(3) 武蔵浦和駅周辺地区地区整備計画区域	容積率の最高限度 建蔽率の最高限度	運用実態に合わせた規定の整備

#### 3 既存建築物に対する制限の緩和の見直し

- (1) 既存建築物の増改築を行う際、壁面の位置及び高さの最高限度に係る制限を緩和するもの。
- (2) 既存建築物の大規模な修繕又は模様替を行う際、用途、建蔽率の最高限度、壁面の位置及び高さの最高限度に係る制限を緩和するもの。
- (3) 既存建築物の用途変更を行う際、容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、壁面の位置及び高さの最高限度に係る制限を緩和するもの。

(施行期日) 令和2年8月1日(2(2)及び(3)については公布の日)

### 議案第126号 さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防団活躍推進室)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

#### 1 補償基礎額の改定

- (1) 消防団員の補償基礎額を次のとおりとするもの。

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

- (2) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に改めるもの。

#### 2 法定利率の改正

- ・ 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間

等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日(適用は令和2年4月1日)

《一般議案》

**議案第127号 東武野田線大宮駅構内大栄橋耐震補強工事委託契約について**

(所管課所・建設局土木部道路環境課)

(内容)

- 1 契約の目的  
東武野田線大宮駅構内大栄橋耐震補強工事
- 2 契約の方法  
随意契約
- 3 契約金額  
6億9,995万7,602円
- 4 契約の相手方  
東武鉄道株式会社

**議案第128号 東北本線川口・浦和間南浦和陸橋耐震補強工事委託契約について**

(所管課所・建設局土木部道路環境課)

(内容)

- 1 契約の目的  
東北本線川口・浦和間南浦和陸橋耐震補強工事
- 2 契約の方法  
随意契約
- 3 契約金額  
8億5,541万4,424円
- 4 契約の相手方  
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社

**議案第129号 議決事項の一部変更について(中央消防署建設(建築)工事請負契約)**

(所管課所・消防局総務部消防施設課)

令和2年2月議会において議決を得た中央消防署建設(建築)工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方  
斎藤・松永・ケイワールド特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	15億3,329万円
変更後	15億3,431万3,000円

**議案第130号 議決事項の一部変更について（さいたま市立与野本町小学校校舎（②棟・⑥棟）大規模改修（建築）工事請負契約）**

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設課）

令和2年2月議会において議決を得たさいたま市立与野本町小学校校舎（②棟・⑥棟）大規模改修（建築）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方  
佐伯・ユージェイ特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	5億321万4,800円
変更後	5億628万3,800円

**議案第131号 訴えの提起について**

（所管課所・建設局建築部住宅政策課）

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる納入指導及び支払催告にも応じない者に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 請求の趣旨
  - ・ 相手方に対し、市営住宅の明渡し、滞納家賃の支払及び訴訟費用の負担を求める。
- 2 訴訟遂行の方針
  - (1) 滞納家賃を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。
  - (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

**議案第132号 損害賠償の額の決定及び和解について**

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

市道において、貨物車が対向車とすれ違うため道路の端に停車した際、道路が崩壊し、道路脇の河川へ横転し、水没したことにより生じた損害賠償請求に対し、損害賠償の額を定め、和解することについて、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 損害賠償額  
501万9,550円
- 2 和解の内容
  - ・ 市から相手方に前項の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。
- 3 相手方  
有限会社ヒルタ興業

### 議案第133号 町の区域を新たに画することについて

(所管課所・市民局区政推進部)

さいたま都市計画事業台・一ノ久保特定土地区画整理事業の工事の完了に伴い、見沼区大字南中丸、見沼区大字南中野及び見沼区大字東新井の各一部の区域に新たに「若葉1丁目」及び「若葉2丁目」を付すため、議決を求めるもの。

### 議案第134号 首都高速道路株式会社が行う高速道路事業の変更に対する同意について

(所管課所・建設局土木部広域道路推進室)

首都高速道路株式会社が埼玉県道高速さいたま戸田線に関する事業の料金の額及びその徴収期間を変更することについて、本市内における区間の道路管理者として同意をするため、その議決を求めるもの。

(内容)

#### 1 表記の変更

- ・ 横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始日が確定したことに伴い、表記を変更するもの。

#### 2 料金調整実施期間の変更

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催日程が変更されたことに伴い、同大会期間中に実施する予定であった料金調整期間を変更するもの。

### 《道路議案》

#### 議案第135号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	10路線
開 発	6路線
合 計	16路線

#### 議案第136号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	2路線
開 発	1路線
合 計	3路線

### 《人事議案》

#### 議案第137号 副市長の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

副市長に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
日野 徹	再任



**議案第138号 教育委員会教育長の任命について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

教育委員会教育長に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
細田 眞由美	再任

**議案第139号 教育委員会委員の任命について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

教育委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
石田 有世	再任

**議案第140号 人権擁護委員候補者の推薦について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
菅野 文枝	再任

**議案第141号 人権擁護委員候補者の推薦について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
小林 由美子	再任

**議案第142号 人権擁護委員候補者の推薦について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
大久保 多賀子	新任

**議案第143号 人権擁護委員候補者の推薦について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
平田 洋子	新任